

公的年金の改革に関する意見書

政府は、来春の通常国会に提出する予定の年金法改正案についての作業を進めている。いま厚生労働省内では、厚生年金保険料を現在の13.58%から順次20%まで引き上げて固定し、その範囲内で年金を支給する案が有力とされている。

現在、65歳以上の高齢者世帯では、公的年金の占める所得割合は7割に近く、また6割の世帯では公的年金だけで生活しているのが実態である。

公的年金が果たしている役割は極めて大きなものがあるが、このような中で政府が果たすべき当面の課題は、基礎年金財政の国庫負担割合を、来年度から現行の3分の1を2分の1に引き上げること、年金積立金を活用し、若い世代の負担軽減と世代間の不公平の緩和を図ることである。

また、抜本的な年金制度改革の柱は、新しい基礎年金制度の確立と世帯単位から個人単位への移行を促進することである。

現行の年金制度では、25年の資格期間を満たさなければ年金は受け取れず、基礎年金受給の平均は月額わずか5万円余に過ぎないという実態にある。これでは、憲法で保障された健康で文化的な最低限度の生活を営むことはできない。

世帯単位から個人単位への移行は、自立と共同の男女間の関係を促進する上からも大切であり、年金に限らず社会保障・税制でも個人単位への制度改革が必要である。加入者への負担を強化し、給付は削減、受給開始年齢は引き上げるといふこれまでのような制度改悪は、公的年金制度に対する不信を高め、制度そのものを崩壊に追い込むことになりかねない。

よって、本市議会は、国庫負担割合を高めることなどを通して、信頼される年金制度を確立するために抜本的な改革を進めるよう強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成15年 9月25日

三鷹市議会議長 榛澤茂量